



## 2. 新庁舎の機能

新庁舎は次に掲げる機能から構成するものとします。

機能	内容	諸室の名称
執務室機能	(1) 現在、本庁舎及びプラザおおりに配置している部署、当該部署に勤務する職員約 520 人（臨時職員・嘱託員・委託業者を含む）が配置可能なスペースとする。 (2) 将来的な行政ニーズの変化、行政組織の再編、職員の増減に対応できるスペースとする。	・事務室 ・市長室 ・市長応接室 ほか
業務支援機能	(1) 打合せスペース、共用会議室、印刷等の作業スペースを配置するものとする。 (2) ICTの更なる進展などに伴うワークスタイルの変化に柔軟に対応できるスペースとする。	・会議室 ・印刷室 ほか
窓口機能	(1) 戸籍・住民基本台帳、税、福祉、子育て支援といった多くの市民が利用する窓口は低層階に集約し、ワンストップ化を検討する。 (2) 来庁者への配慮として、プライバシーが確保できる窓口、相談室等を配置する。	・総合案内 ・窓口 ・相談室 ほか
議会機能	(1) バリアフリーに配慮した傍聴スペースを設ける。 (2) 情報提供機能、議会閉会時に多目的に利用できるスペースとする。	・本会議場 ・委員会室 ・正副議長室 ・議員控室 ほか
防災機能	(1) 防災拠点として必要な建物・設備性能を備える。 (2) 災害対策本部として非常時の指揮系統の中枢を担うスペースを設ける。 (3) 浸水等を考慮し、最低 72 時間対応可能な非常用発電設備を高層階に設置する。	・災害対策本部室 ・防災会議室 ・備蓄庫 ほか
情報セキュリティ機能	(1) 情報保護の観点から、セキュリティに配慮した動線、設備とする。 (2) コンピュータサーバ等の情報関連設備の拡充等に対応できるスペース、設備環境とする。 (3) 浸水等を考慮し非常用発電設備と同様にコンピュータサーバ等を設置するスペースは高層階に確保する。	・全体計画 ・サーバ室 ・機械室
市民向け機能	(1) 市民の交流、憩いの場としての機能を設ける。 (2) 多目的利用スペース、情報公開コーナー、市民活動サポート機能を整備する。 (3) 低層階にキッズコーナーを設ける。	・多目的スペース ・情報公開コーナー ・キッズコーナー
倉庫、文書庫機能	(1) 物品、資機材等の保管庫としての機能を整備する。 (2) 保存文書等の保管庫としての機能を整備する。	・書庫、倉庫 ・資料室 ほか
環境対応機能	(1) 省資源、省エネルギー、地球温暖化対策など、環境に配慮した設備・機器、システムの導入に努める。 (2) 自然光、自然換気を取り入れ、緑化に配慮するなど環境対応に努める。	・全体計画 ・設備、機器の選定
職員支援機能	(1) 労働安全性の確保及び生産性の向上を目指し、働きやすい環境を整備する。 (2) 休憩室、更衣室等の福利厚生施設を整備する。	・休憩室 ・更衣室

※島田市役所周辺整備基本構想検討委員会からの意見書に示された「まちににぎわいをもたらす機能」のあり方については、今後予定している新庁舎整備基本計画策定段階で検討することとします。

### 3. 新庁舎の施設性能

#### (1) 災害対応性能

##### ① 耐震性

大規模地震等の災害発生時において、来庁者や職員の安全を確保するとともに、庁舎機能を維持するばかりでなく災害対策本部としての機能を発揮できるようにします。

国土交通省の定めた官庁施設の総合耐震計画基準により、構造体の耐震安全性はⅠ類、建築非構造部材の耐震安全性はA類、建築設備の耐震安全性は甲類相当とします。

#### ■官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省官庁営繕）

耐震安全性の目標	ランク	確保されるべき機能
構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

構造体の耐震安全性Ⅰ類を確保する構造として、「耐震構造」・「制振構造」・「免震構造」があり、庁舎の被災時の安全及び、被災後の機能を最も維持することができると考えられる構造は「免震構造」となりますが、建物構造、建物形状、建築コスト等についての設計段階における検討を踏まえ、総合的に判断することとします。

② ライフライン（電気、水道等）のバックアップ

・ 自家発電室

災害時においても庁舎機能を維持して災害対策本部を設置するため、非常用自家発電システムを備えます。

・ 貯水槽

地下水活用や雨水貯留施設等を設け、雑用水として平時には植栽等への散水やトイレの洗浄水に利用し、災害時でもトイレ利用ができるようにします。

災害時でも飲料水を確保できる施設整備も検討します。

③ 耐浸水性

近年における想定外の集中豪雨等の発生を考慮し、災害対策室、自家発電室、電気室等は冠水の影響を受けない場所に設けます。

(2) 環境配慮性能

国土交通省では「官庁施設の環境保全性基準」を設け、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進しています。

新庁舎においてもこの基準に即した機能を持つ建物の整備を検討します。